

## 依知南小学校 PTA 個人情報取扱 内規

### (目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、依知南小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと PTA 活動の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動における個人情報の保護に努めねばならない。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員など、役職範囲などを限定とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付など
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、役員及び委員の選出、登校班名簿の作成など
- (3) 大規模災害等、会員の人命安全に関わる際の情報共有

### (利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切に管理しなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 本会の取り扱う個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 個人情報を第三者（前条(1)～(4)の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (ア) 第三者の氏名
- (イ) 提供する対象者の氏名
- (ウ) 提供する情報の項目
- (エ) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第15条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(名簿の取扱い)

第16条 本会の会員は本会から配布された役員名簿その他の資料の利用に際して本規約を遵守するよう努めなければならない。

2019年 4月26日